

令和4年千葉市教育委員会会議
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和4年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 令和4年5月18日(水)
午後2時00分開会
午後2時32分閉会
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 小西 朱見
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎
委 員 大山 尋美

出席職員

教 育 次 長	宮本 寿正	教 育 指 導 課 長	樋口 雅也
教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	教 育 支 援 課 長	小田 將史
学 校 教 育 部 長	鶴岡 克彦	保 健 体 育 課 長	酒井 隆夫
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)	伊藤 淳	教 育 セ ン タ ー 所 長	川名 正雄
中央図書館長(管理課長事務取扱)	中島 千恵	養護教育センター所長	久保木 修
総 務 課 長	山田 利雄	生 涯 学 習 振 興 課 長	内海 豊
企 画 課 長	望月 宏次	文 化 財 課 長	佐久間仁央
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	保 健 体 育 課 学 校 給 食 担 当 課 長	渡邊 実
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 総 括 主 幹	桑田 秀幸
学 校 施 設 課 長	堀 明德	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
学 事 課 長	栗和田 耕		

書 記 総務課総務班主査 猪飼 恭平 総務課主任主事 佐野 翔一
総務課主任主事 三ヶ尻愛子

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より高津委員を指名
- 4 会期の決定
令和4年5月18日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定
議案第23号を非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の緩和について
山田総務課長より報告があった。
報告事項(2) 令和4年5月1日現在の児童生徒数について
栗和田学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第20号 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
伊藤教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第21号 令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
議案第22号 令和5年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について
樋口教育指導課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第23号 千葉市立中学校設置条例等の一部改正について
望月企画課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 発言の要旨
報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の緩和について

磯野教育長 報告事項（１）「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の緩和について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 議案書の１ページをお願いします。

報告事項（１）「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の緩和について」、ご説明します。

本市では、５月１日から新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校での対応について、表のとおりとしておりますので、主なものをご説明します。

表は、県の対応との対比でして、これは４月１５日付けで千葉県から通知が発出され、県立学校での対応について市町村に参考送付されたことから、本市の対応を整理したものです。

まず、表の上段、「学習活動全般」ですが、県は、グループ活動、班での話合い、ペアワーク等の活動は、マスクを着用した上で必要な活動は積極的に実施とあり、本市でも、マスクを着用し、ある程度の距離を確保しつつ実施することとしております。

次に、「技能教科（体育、音楽等）」ですが、本市の対応は、活動方法を工夫して実施することとし、短時間で行うことや身体的距離を確保すること、手洗い等の衛生管理に配慮して行うなど、基本的には県と同様の対応となっております。

技能教科の欄の一番下の「調理実習」ですが、本市の対応は、身支度や手洗い、食器等の衛生管理を徹底し、通常どおり実施することとしました。ただし、試食については、原則黙食、前向きで喫食することとしており、この点、県は、調理した料理は調理場所にて対面で喫食可としております。本市では、児童生徒の机にアクリル板を設置していないことや、十分な距離を取って喫食するスペースの確保が困難なことから、県と対応が違っております。

２ページをお願いします。

「運動会」ですが、本市の対応は、密集した競技の長時間活動は控えながら、工夫して実施することとしており、また、保護者の参観も可としております。ただし、保護者の参観については、学校の規模によって運動会を全校で実施したり、学年ごとに実施したり、開催の形態が学校によって違うことから、学校規模等によって、実情に合わせて保護者の参観を可としています。

次に、「給食・昼食」ですが、本市の対応は、原則黙食、前向きで喫食することとしています。県の対応は、対面での黙食を可

としつつ、会話時はマスク着用、3方向の亚克力板を設置、ランチルーム等の広いスペースを活用して児童生徒間の距離を確保することとしております。本市の対応が県と違う理由ですが、本市では、各児童生徒の机に亚克力板を設置していないことや、ランチルーム等の広いスペースがないため、対面での黙食は実施できないことによるものです。

最後に、「部活動」ですが、本市は、以前から週5日の通常活動を可としておりますが、今回、大会及び練習試合は県外も可としたところです。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

県と違う部分を含めて、非常によく分かりました。

1点だけ伺わせてください。

2ページの「宿泊を伴う活動」に関してです。これは、県内外で実施ということですので、遠方での実施も当然あると理解しております。この場合、旅先で体調不良の児童生徒が出て、検査をしたらコロナウイルスの陽性反応がでたというような状況が一番困るところかと思うのですが、具体的に、そういった場合、例えば、保険で家族が迎えに行く場合の交通費が出るなどの対応がされているのかをお知らせください。

樋口教育指導課長 現在までにそういった事例はまだないのですが、発熱等により病院で抗原検査等を受けるような事例は起きています。たまたま陰性であったなど、そういったようなところですが、陽性だった場合に、保護者の迎え等については、各学校の判断で保険に入っている場合があります。そういった場合には、その保険から保護者の迎えのための費用が出ることはなっておりますが、市として、保険を加入するというところは、今のところはありません。

藤川委員 仮に保険に入っていない学校で、家族の迎えのために高額のコストがかかるので困るという話になった場合については、それはもう学校に対応を任せているということでしょうか、それとも、そうした相談に対しては、教育委員会として何らかの回答をお持ちでしょうか。

樋口教育指導課長 現段階では、学校の対応に任せているという状況ですが、今後、考えていく必要があると考えております。

鶴岡学校教育部長 一昨年のことなのですが、かなり遠くまで保護者に来ていただいたということがあります。修学旅行を行うに当たっては、参加同意書の中に、もし万が一そういったことがあった場合は必ず来ていただくという約束の下、参加同意書を提出していただきますので、そういった部分での理解は得ています。

ただ、やはり高額になる可能性があるので、事務局としては、学校の方に、保険については検討すべきということは伝えております。

藤川委員 分かりました。ありがとうございます。

報告事項(2) 令和4年5月1日現在の児童生徒数について

磯野教育長 報告事項(2)「令和4年5月1日現在の児童生徒数について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 報告事項(2)「令和4年5月1日現在の児童生徒数について」、議案書の3ページをお願いします。

千葉市立小中学校の児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて、5月1日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて集計しております。

令和4年度の調査で5月1日現在の児童生徒数は、小学校で男子2万3,385人、女子2万2,233人の計4万5,618人であり、中学校では、男子1万1,593人、女子1万1,046人の計2万2,639人でした。

なお、その内訳については、4ページに記載しております。

調査結果については、集計後に千葉市のホームページにて公表しております。今年度も5月末までに公表する予定になっております。

参考として、直近5年間の千葉市立小中学校児童生徒数の推移と、特別支援学級児童生徒数の推移をお示ししております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

高津委員 ご説明ありがとうございました。

生徒数が微減といいますか、減っているというのは分かりました。生徒数が減っていくと、恐らく学級数も減ってくるのだと思います。学級数が減ると、教員の定数に関係すると思うのですが、学級数はどのくらい減ってきているかというのがもし分かれば教えてください。

吉田教育職員課長 企画課で取りまとめている児童生徒数の推計で見ますと、令和2年から令和8年までで、生徒児童数の減少により、小学校が91学級減、中学校で38学級減、合計129学級が減という形での計算になっております。

高津委員 ありがとうございます。

議案第20号 令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第20号「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 議案第20号「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、ご説明させていただきます。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

議案書5ページをご覧ください。

まず、「1 募集定員」は、160名とします。男女別による定員は設けておりません。

「2 入学検査料」についてですが、例年と同様2,200円を納入します。

「3 入学検査」についてですが、2回の検査を行い選抜します。

まず、(1)一次検査ですが、アの提出書類は入学願書等です。郵送による提出とします。

イ、受付期間は、令和4年11月14日月曜日から11月17日木曜日までの4日間とします。

ウ、一次検査の期日は、令和4年12月10日土曜日です。この日程は、令和5年度千葉県立中学校入学者決定一次検査と同じ日です。

エ、検査場所は、千葉市立稲毛高等学校・附属中学校、千葉市立稲毛国際中等教育学校ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、千葉市立千葉高等学校での実施も考えております。

オ、一次検査の発表ですが、令和4年12月16日金曜日を予定しております。

カ、検査の内容については、昨年度の適性検査Ⅰ及び適正検査Ⅱと変更はありません。

6 ページをご覧ください。

キ、選抜方法は、一次検査の結果を資料とし、二次検査の受験候補者を選抜します。二次検査受験候補者は、募集定員の2倍程度を予定しております。

(2) 二次検査についてです。

ア、提出書類ですが、志願理由書及び小学校等の校長が作成した報告書で、二次検査受験候補者になった者のみ提出します。

イ、志願理由書・報告書等の提出期間についてですが、令和5年1月10日火曜日から1月12日木曜日までの3日間で、郵送による提出とします。

ウ、二次検査の期日ですが、令和5年1月24日火曜日です。この日程は、小学校の教育活動に支障がないこと、また、私立中学校入学者選抜日程との調整により、関係諸機関との間で協議し、決定したもので、令和5年度千葉県立中学校入学者決定二次検査と同じ日です。

エ、検査場所は、千葉市立稲毛高等学校・附属中学校、千葉市立稲毛国際中等教育学校です。

オ、検査の内容については、適性検査Ⅲ及び面接を行います。昨年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、面接を中止しております。

カ、選抜方法についてです。小学校等の校長の作成した報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、志願者の能力、適正、意欲等を総合的に判定します。

キ、選抜結果の発表については、令和5年2月1日水曜日を予定しております。

7 ページをご覧ください。

「4 入学確約書の提出」については、令和5年2月3日金曜日正午までとします。

「5 その他」についてですが、上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項に定めます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、今後の社会状況や千葉県教育委員会の対応を踏まえ、学校説明会やホー

ムページにて周知して参ります。

別紙資料に、令和4年度入学者選抜の倍率、また、口頭開示の状況等をお示ししております。

説明は以上になります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

ご質問ないようですので、議案第20号「令和5年度千葉市立稲毛国際中等教育学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第21号 令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第22号 令和5年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 議案第21号及び議案第22号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。

また、藤川委員は、本議案に関する教科用図書の策定に関係しているとのことですので、本議案については、控室にて待機願います。

(藤川委員、退出)

磯野教育長 議案第21号「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、議案第22号「令和5年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 議案第21号及び議案第22号、教科用図書採択関連の2議案について、一括してご説明します。

ご審議いただく2議案は、「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針」及び「令和5年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものです。

まず、議案第21号「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。

「1 採択対象教科用図書」ですが、(1)学校教育法附則第9条の規定による教科用図書です。学校教育法附則第9条の規定

による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。

特別支援学校、特別支援学級においても、検定済教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが、学校教育法附則第9条です。

「2 採択期間」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと示されておりますので、この期日となっております。

「3 採択方法」は、次の手順を経て行われます。

まず、千葉市教科用図書選定委員会設置要綱に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。

次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、8月上旬に、それぞれ令和5年度使用教科用図書として教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長、教頭または教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため所要の人数を委嘱することとなっており、特別支援教育関係図書の調査研究は、3人で進めて参ります。

「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」ですが、令和5年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知及び選定資料と選定資料作成の基本的観点に基づき、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料については、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

次に、議案第22号「令和5年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。議案第21号の義務教育諸学校と異なる部分を中心にご説明します。

高等学校の教科用図書については、本市では、市立千葉及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれに当たります。千葉市立高等学校管理規則第19条に「教科

用図書は文部科学大臣の検定を経たものまたは文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するもの」とするとされております。

「3 採択方法」についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。

これらの手続きを経た選定に基づき、教育委員会が令和5年度使用教科用図書の採択を行います。

「4 教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項」についてですが、令和5年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域・学校の実態、課程・学科の特色及び生徒の心身の発達段階・特性を勘案して採択を行うこととなります。

以上です。

ここで、本年の教科用図書展示会についてお知らせさせていただきます。本年も例年同様に、次年度使用教科用図書の見本を千葉市文化センターにおいて、6月10日金曜日から6月24日金曜日まで開催する予定です。開催期間中にご来場いただけますと幸いです。

なお、詳細については、追って事務局からご連絡しますので、よろしく申し上げます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

ご質問もないようですので、それでは、議決に移ります。

議案第21号「令和5年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第22号「令和5年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

それでは、藤川委員、再度入場をお願いします。

(藤川委員、再入場)

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまででその他として、ご意見・ご質問等何かありますか。

(「なし」という声あり)

磯野教育長 次に、議案第23号に係る審議に移りますが、以降の審議については、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人、退出)

議案第23号 千葉市立中学校設置条例等の一部改正について

磯野教育長 改めて審議を再開します。

議案第23号「千葉市立中学校設置条例等の一部改正について」、企画課長、説明をお願いします。

望月企画課長 議案書の(2)をお願いします。

議案第23号「千葉市立中学校設置条例等の一部改正について」です。

この議案は、夜間中学として真砂中学校かがやき分校を設置するとともに、当該分校の学級を担当する職員の特殊勤務手当を定めるほか、所要の改正を行うため、条例を制定しようとするものです。

内容の説明については、参考資料(2)に基づき行いますので、資料(2)の1ページをご覧ください。

まず、改正の趣旨ですが、令和5年4月に真砂中学校の分校として夜間中学を設置するため、千葉市立中学校設置条例の一部を改正し、分校に係る規定を新設するほか、関係条例について所要の改正を行うものです。

次に、改正の概要ですが、3点あります。

1点目に、夜間中学の設置についてですが、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校などの様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方などの教育を受ける機会を実質的に保障するため、「千葉市立中学校設置条例」の一部を改正し、真砂中学校の隣接地に同行の分校として夜間中学を設置するとともに、名称を「かがやき分校」とする旨の規定を新設します。

2点目に、学校給食についてですが、関係条例である「千葉市

学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」において、本市が設置する学校のうち学校給食を実施する学校を規定しているところ、夜間中学の開校時においては、学校給食を実施しないこととするため、所要の改正を行います。

3点目に、特殊勤務手当の新設についてですが、夜間中学における授業実施の特別な対応等を考慮し、関係条例である「千葉市職員の特殊勤務手当支給条例」や「千葉市会計年度任用職員の給与その他の給与に関する条例」の一部を改正し、同様の手当を支給している千葉県の制度を参考に、夜間中学の学級を担当する職員の特務手当に係る規定を新設します。

なお、具体的な手当額については、表に記載しているとおりです。

最後に、施行期日ですが、夜間中学は令和5年4月に開校することから、令和5年4月1日とします。

参考資料の2ページからは、改正条例の新旧対照表となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

小西委員 ご説明ありがとうございます。

議案自体には、異議はないのですが、今までご報告を受けてきた経緯もありますので、ぜひかがやき分校を、教育委員も現地を見学できるような機会を設けていただければと思います。よろしくお願ひします。

望月企画課長 ありがとうございます。ぜひお願ひします。

改修等、準備が整いましたら、ご案内させていただければと思います。よろしくお願ひします。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、それでは議決に移ります。

議案第23号「千葉市立中学校設置条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

7 その他

第6回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

8 閉会

磯野教育長より閉会を宣言